

(別紙)

○「ゲノム編集飼料等の取扱いに関する留意事項について」(令和2年2月7日付け元消安第4606号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="255 539 1104 571">ゲノム編集飼料及び飼料添加物の取扱いに関する留意事項について</p> <p data-bbox="185 619 239 651">(略)</p> <p data-bbox="275 699 1014 730"><u>ゲノム編集飼料及び飼料添加物の取扱いに関する留意事項</u></p> <p data-bbox="181 778 524 810">第1 届出に係る留意事項</p> <p data-bbox="185 818 367 850">1～3 (略)</p> <p data-bbox="185 898 960 930">4 ゲノム編集飼料については、以下の事項に留意すること。</p> <p data-bbox="212 938 322 970">① (略)</p> <p data-bbox="212 978 322 1010">② (略)</p> <ul data-bbox="248 1018 1104 1201" style="list-style-type: none"><li>・ 育種選抜過程の適切な段階で目的とする標的遺伝子への変化とそれに基づく形質の変化が得られていることを確認し、記載すること。目的とする標的遺伝子への変化については、<u>シーケンサー</u>等を用いて確認すること。形質の変化については、開発者等が選定した方法により個別具体的に確認すること。</li></ul> <p data-bbox="271 1209 322 1241">(略)</p> <p data-bbox="212 1249 322 1281">③ (略)</p> <p data-bbox="212 1289 1104 1353">④ <u>ゲノム編集技術による DNA</u> の変化が畜産物を通じた人の健康や家畜等の健康に悪影響を及ぼす既知の毒性物質の増加を生じないこ</p>	<p data-bbox="1256 539 1939 571">ゲノム編集飼料等の取扱いに関する留意事項について</p> <p data-bbox="1144 619 1198 651">(略)</p> <p data-bbox="1469 699 1727 730"><u>届出に係る留意事項</u></p> <p data-bbox="1144 778 1487 810">第1 届出に係る留意事項</p> <p data-bbox="1149 818 1330 850">1～3 (略)</p> <p data-bbox="1149 898 1924 930">4 ゲノム編集飼料については、以下の事項に留意すること。</p> <p data-bbox="1176 938 1285 970">① (略)</p> <p data-bbox="1176 978 1285 1010">② (略)</p> <ul data-bbox="1211 1018 2067 1201" style="list-style-type: none"><li>・ 育種選抜過程の適切な段階で目的とする標的遺伝子への変化とそれに基づく形質の変化が得られていることを確認し、記載すること。目的とする標的遺伝子への変化については、<u>シーケンサー</u>等を用いて確認すること。形質の変化については、開発者等が選定した方法により個別具体的に確認すること。</li></ul> <p data-bbox="1234 1209 1285 1241">(略)</p> <p data-bbox="1176 1249 1285 1281">③ (略)</p> <p data-bbox="1176 1289 2067 1353">④ <u>確認された DNA</u> の変化が畜産物を通じた人の健康や家畜等の健康に悪影響を及ぼす既知の毒性物質の増加を生じないことの確認に</p>

との確認に関する情報

(略)

⑤・⑥ (略)

5 ゲノム編集飼料添加物については、以下の事項に留意すること。

① 開発した飼料添加物の品目名

- ・ 品目名については、その品目を特定できる情報を提示すること。

(削る)

② (略)

- ・ 目的とする標的遺伝子への変化と形質の変化が得られていることを、製造に用いる微生物で確認し、記載すること。目的とする標的遺伝子への変化については、シーケンサー等を用いて確認すること。形質の変化については、開発者等が選定した方法により個別具体的に確認すること。

(略)

関する情報

(略)

⑤・⑥ (略)

5 ゲノム編集飼料添加物については、以下の事項に留意すること。

① 開発した飼料添加物の品目名及び概要 (利用方法及び利用目的)

- ・ 品目名については、その品目を特定できる情報を提示すること。
- ・ 利用目的及び利用方法については、従来の飼料添加物との相違点がある場合、その内容についても記載すること。

② (略)

- ・ 目的とする標的遺伝子への変化と形質の変化が得られていることを、製造に用いる微生物で確認し、記載すること。目的とする標的遺伝子への変化については、シーケンサー等を用いて確認すること。形質の変化については、開発者等が選定した方法により個別具体的に確認すること。

(略)